

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	福智町

福智町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	福智町役場農政課 農政係兼農業委員会係
所在地	福岡県田川郡福智町金田937番地2
電話番号	0947-22-0555
FAX番号	0947-22-9091
メールアドレス	fg1100@town.fukuchi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、シカ、カラス、ドバト、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福岡県福智町全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	2,701 千円	2.50 ha
	麦類	189 千円	0.68 ha
	豆類	1,164 千円	5.12 ha
ニホンザル		千円	ha
シカ		千円	ha
カラス	麦類	979 千円	3.52 ha
ドバト		千円	ha
アライグマ		千円	ha
アナグマ		千円	ha
合 計		5,033 千円	11.82 ha

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシにおいては、中山間地域で水田及び畑を荒らしていたが、最近では住宅街に近い農地でも被害を受けている。</p> <p>・ニホンザルについては、福智町全域で住宅街での出没報告が多数あり、その中には女性の方が被害にあった報告も受けている。</p> <p>・カラスとドバトについては、農業被害と学校付近や病院や住宅街での糞などの被害があった。</p> <p>・アライグマとアナグマについては農業被害報告は上がってきていないが、近年、一般住宅への糞害等や生活被害が多発している状況で、駆除等の相談も増大している。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害金額	4,054 千円	2,837 千円
	被害面積	8.30 ha	5.80 ha
ニホンザル	被害金額	－ 千円	－ 千円
	被害面積	－ ha	－ ha
シカ	被害金額	－ 千円	－ 千円
	被害面積	－ ha	－ ha
カラス	被害金額	979 千円	685 千円
	被害面積	352.00 ha	246.39 ha
ドバト	被害金額	－ 千円	－ 千円
	被害面積	－ ha	－ ha
アライグマ	被害金額	－ 千円	－ 千円
	被害面積	－ ha	－ ha
アナグマ	被害金額	－ 千円	－ 千円
	被害面積	－ ha	－ ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス・イノシシについては、銃器、箱わな、くくりわなによる有害鳥獣捕獲を田川猟友会福智支部に委託して行っている。	捕獲従事者の高齢化。
防護柵の設置等に関する取組	ニホンザルについては、地域住民及び農政課にて、エアガンで追い払いを行っている。 イノシシ、シカに対しては、農家による電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に加え、25年度からは国庫事業を活用し、侵入防止柵の整備を進めている。	効果的な追い払い体制の確立と被害防止柵の設置。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシ、シカについては、捕獲従事者及び箱わなを増やし捕獲圧力の強化を図っていくとともに、国庫事業を活用した侵入防止柵等の被害防止対策も適宜講じていく。 ニホンザルについては、福岡県ニホンザル対策基本方針に基づいて、地域全体での追い払い体制を確立し、被害防止に努める。 アライグマ、スズメについても捕獲員による有害駆除を推進する。</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、田川猟友会福智支部に委託する。
また、実施隊による捕獲も併せて実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
5 年度	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ドバト	銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲。 狩猟者の育成及び捕獲技術の向上。
6 年度	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ドバト	銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲。 狩猟者の育成及び捕獲技術の向上。
7 年度	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ドバト	銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲。 狩猟者の育成及び捕獲技術の向上。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を遵守し、過去3年の有害鳥獣捕獲実績及び生息状況に関する情報を基に算出。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	400	400	400
ニホンザル	10	10	10
シカ	50	50	50
カラス	100	100	100
スズメ	100	100	100
アライグマ	200	200	200
アナグマ	100	100	100

- (注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害捕獲については、通年の実施を予定している。
捕獲場所については、住民からの被害情報を基に設置する。
捕獲手段については、銃器・箱わな・くくり罠により行う。
処理方法については適切に埋設するか、もしくは捕獲者自らが食用として衛生的に処理する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=6,036m	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=2,000m	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=2,000m
シカ	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=984m	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=1,000m	・農家による電気柵 ・ワイヤーメッシュ柵 L=1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	カラス イノシシ ニホンザル シカ	放任果樹や野菜収穫後の収穫残渣等の除去の啓発。 生息情報の情報収集及び啓発。 町内被害地区住民によるエアガン等による追払い活動を積極的に行う。
6	カラス イノシシ ニホンザル シカ	放任果樹や野菜収穫後の収穫残渣等の除去の啓発。 生息情報の情報収集及び啓発。 町内被害地区住民によるエアガン等による追払い活動を積極的に行う。
7	カラス イノシシ ニホンザル シカ	放任果樹や野菜収穫後の収穫残渣等の除去の啓発。 生息情報の情報収集及び啓発。 町内被害地区住民によるエアガン等による追払い活動を積極的に行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

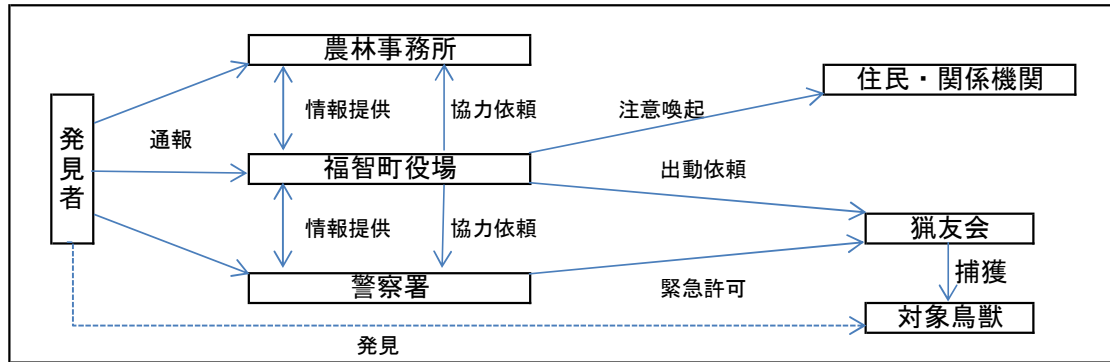
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福智町農政課	住民及び関係機関への注意喚起・情報提供、猟友会と協力し追払い・捕獲等の実施
田川警察署	情報提供、住民の避難誘導等の安全確保、周辺警戒、追払い・捕獲等協力
田川猟友会福智支部	追払い・捕獲等の実施及び助言・指導
福岡県飯塚農林事務所農山村振興課	情報提供、技術的な助言及び必要な援助

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス：捕獲後、適切に埋設。
イノシシ：捕獲後、適切に埋設するか、もしくは捕獲者自らが食肉として衛生的に処理する。
シカ：捕獲後、適切に埋設するか、もしくは捕獲者自らが食肉として衛生的に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

福智町内に処理加工施設が存在していないため食品としての利用はできていないが、現在処理加工施設の建設を検討しているため、建設後は食品としての有効活用を行う予定。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	福智町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
福智町議会議員	農作物等の被害状況の確認
福智町農業委員会委員	農作物等の被害状況の確認
水田農業推進協議会	被害状況調査、被害防止対策の指導
農業協同組合	被害状況調査、被害防止対策の指導
福智町役場	協議会事務局、情報収集
猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
田川普及指導センター	農作物等への被害状況報告と対策等の助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	鳥獣被害対策の総合的な助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在、ワナ免許を取得した町職員7名を実施隊員に指名している。 今後、必要に応じて実施隊員の増員及び民間隊員の任命も検討していく。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置する場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。